

衛生管理区域の衛生状態を保ちましょう

- 15 家きん舎その他の衛生管理区域内の施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行いましょう。
- 16 家きんの出荷・移動により家きん舎又はケージが空になった場合には、清掃及び消毒をしましょう。
- 17 家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないようにしましょう。

清掃が行き届いた家きん舎の例



衛生管理区域の衛生状態の
確保に関する

Q&A

Q

清掃や消毒の対象となる器具とは何ですか？

A

紙等の消毒に適さないものを除き、飼料給餌の際に使用する器具（運搬用のカート、スコップ等）、糞を掻き出す際に使用する器具（運搬用の荷車、スコップ等）及び重機など家きん舎内で使用するすべてのものが対象になります。

Q

密飼いについては、何か具体的な基準はあるのでしょうか？

A

今回は具体的な数値基準は示していませんが、肉用鶏では18羽/m²、採卵鶏では0.04～0.06m²/羽を参考にさせていただければと思います。なお、家きん舎構造や家きん舎内の環境によっても異なります。

Q

定期的とはどのくらいの間隔でしょうか？

A

衛生管理区域の衛生状態を保つためには、少なくとも月に1回～2回は実施していただくようお願いします。

家畜の健康観察を行いましょ

18

家きんが特定症状を呈していることを発見したときは、**直ちに家畜保健衛生所に通報しなければなりません。**

また、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷・移動を行わないこと並びに当該衛生管理区域内の物品をむやみに衛生管理区域外へ持ち出さないようにしましょう。

※特定症状（次ページ参照）とは法第13条の2第1項の農林水産大臣が定める症状をいいます。（現在のところ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定症状が定められています。）

19

特定症状以外の異状（死亡を含む。以下同じ。）で家きんの死亡率の急激な上昇や同様の症状を呈する家きんが増加した場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受け、監視伝染病でないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷・移動を行わないようにしましょう。

監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従いましょう。

また、特定症状以外の異状が認められた場合にも、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めましょう。

※特定症状以外の異状の原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除きます。

20

毎日、飼養家きんの健康観察を行いましょ。

21

他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元農場の疾病の発生状況の確認、導入家きんの健康状態の確認等により健康な家きんを導入しましょう。

導入家きんに家畜の伝染性疾病の可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにしましょう。

22

家きんを出荷・移動する場合には、出荷・移動の直前に当該家畜の健康状態を確認しましょう。また、きんの死体や排せつ物を移動させる場合には、周辺を汚さないようにしましょう。

家さんの健康観察の
実施に関する

Q&A

Q

特定症状が確認された場合には、人の外出もできなくなるのでしょうか？

A

検査の結果が判明するまでの間、不要不急の外出は避けてください。やむを得ない場合には、最寄りの家畜保健衛生所に相談の上、消毒措置などについての指示に従ってください。

Q

特定症状以外の異状とは、具体的にはどのようなものなのでしょうか？

A

元気消失、下痢等の症状等が想定されます。

Q

小規模飼養農家では、異状がないことを確認するまで、導入家さんと他の家さんとを隔離しておくことは不可能ではないのでしょうか？

A

完全な隔離が不可能な場合であっても、コンパネ等で仕切るなど、可能な限り、接触しないようにした上で健康観察を行ってください。

Q

導入元農場の疾病の発生状況が確認できない場合には、どのようにしたらよいのでしょうか？

A

導入元農場の疾病発生状況が確認できない場合には、導入家さんの健康状態の事前確認等によって健康な家さんを導入するようにしてください。また、導入後、一定期間（1週間程度）は他の家さんとの接触を避け、異状がないことを確認するようにしてください。

Q

家畜（家さん）の死体や排泄物を移動（輸送）させる場合に、周辺を汚さないようにするためには、例えばどのようにすればよいのでしょうか？

A

周辺を汚さないために、移動（輸送）に際してトラックの荷台をシートで覆う、荷台のあおりより低く積む、液状物は専用車輛で運搬するなど、荷台から落ちないようにしましょう。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定症状

次に掲げる症状を呈していることを発見した獣医師又は家畜所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

【高病原性鳥インフルエンザ】

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
症状	同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

※「対象期間」とは、当日から遡って21日間（当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算21日間）をいう。

【高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ】

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
症状	家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

※「動物用生物学的製剤」とは、薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項又は第19条の2第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。

※改正された家畜伝染病予防法では、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、殺処分の際しての手当金について、評価額の4/5から5/5に引き上げる一方で、発生の予防等に必要な措置を講じなかった場合には、手当金を交付しない、あるいは減額することになります。

具体的には、発生農家における飼養衛生管理基準全体の遵守状況が、標準的な畜産農家の遵守状況と比べて、大きく劣っているかどうかなどを精査した上で判断することになります。したがって、飼養衛生管理基準の一部項目の遵守が不十分であることのみを理由として、手当金が直ちに減額されることにはなりません。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定症状（死亡鶏の状態の例）

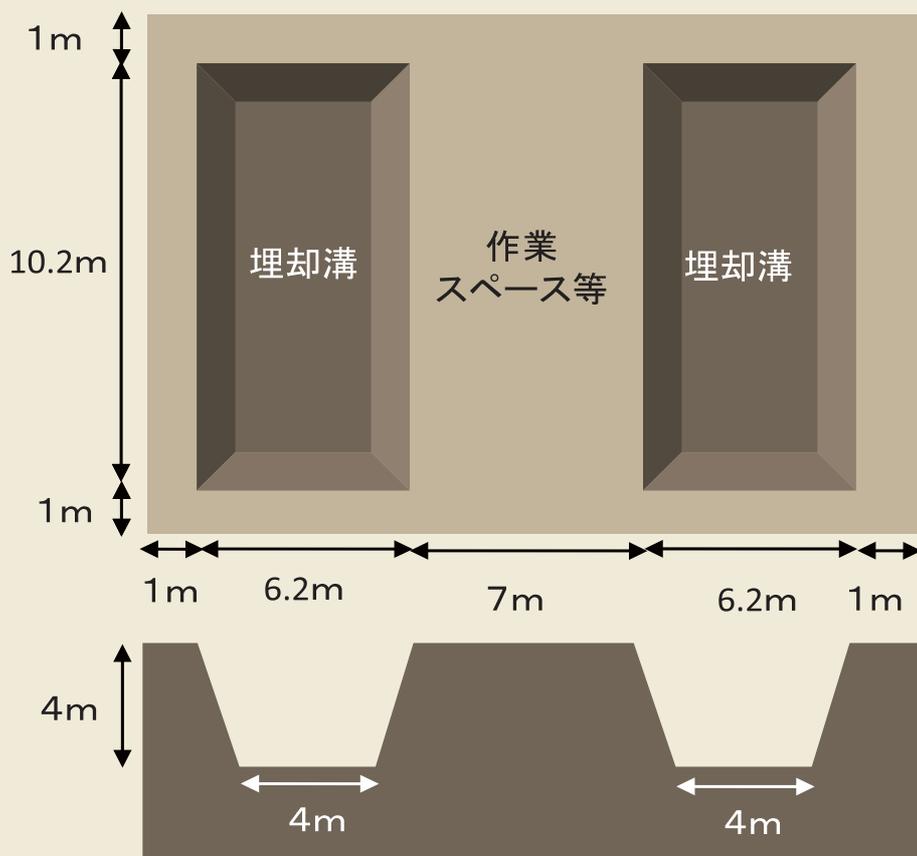


埋却等の準備をしておきましょう

23

埋却の用に供する土地の確保（標準的には成鶏 100 羽当たりおおむね 0.7m^2 ）又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じておきましょう。

鶏の埋却に必要な標準的な面積のイメージ



○埋却可能頭数の計算例(鶏)

埋却溝の底面積 $4\text{m} \times 8\text{m} \times 2\text{本} = 64\text{m}^2$ (周囲1.1mは法面)

成鶏100羽当たり必要な底面の面積 $0.178\text{m}^2 / 100\text{羽}$

当該埋却地に埋却可能頭数 $64\text{m}^2 \div 0.178\text{m}^2 / 100\text{羽} \doteq$ **36,000羽**

(100羽当たり必要な埋却地 $(12.2\text{m} \times 21.4\text{m}) \div 36,000\text{頭} \doteq 0.7\text{m}^2$)

- (注) ① 複数の埋却溝を並列に掘削する場合、7～10mの間隔を空けましょう。
② 地盤が弱い場合、作業中に法面が崩れるおそれがあるため、土木作業の関連部局や施工業者の意見を聞き、法面の勾配を調整するなどの対応をとりましょう。
③ 埋却溝の底面において、体液が不均等に貯留された場合、噴出しやすくなります。噴出を防止するため、底面の勾配がきつくないように注意するとともに、埋却溝が長い場合には中間に仕切りを入れましょう。

埋却等の準備に関する

Q&A

Q

確保する埋却地は、成鶏100羽当たり0.7㎡ないとダメなのですか？

A

埋却地の広さについては、標準的な目安として、成鶏100羽当たりの基準を示していますが、埋却溝が何本分取れるか、作業に必要なスペースがどの程度必要かなどによって変わり得ることから、詳細は、最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

Q

確保した埋却地について、試掘をして実際に使用可能であるか確認する必要はありますか？

A

試掘により使用可能であるかを確認しておくことは望ましいですが、義務付けまではしておりません。なお、下水位や土質に関して既に調査している場合（例：国土交通省の地下水マップ）があるので、埋却地を選定する際の参考にしてください。詳細は、家畜保健衛生所にご相談ください。

Q

埋却地があらかじめ確保できなければ、規模拡大等はできなくなるのですか？

A

規模拡大をするのであれば、発生時に備えて、飼養規模に応じた埋却地の確保、焼却、あるいはレンダリング処理いずれかの準備を行っていただく必要があります。

Q

移動式レンダリング車や移動式焼却炉の使用予定をもって処理方法を確保したことになりますか？

A

都道府県が作成する地域全体の処理計画の中に、移動式レンダリング車や移動式焼却炉による処理をその処理能力を適切に見込んで、組み込むことは可能です。

Q

住宅地に隣接する農場において、地域住民の承諾がスムーズに得られない場合は、どうするのか？

A

地域ごとに事情が異なることから、地域ごとにきめ細やかな対応が必要になるため、生産者の方だけでなく、行政機関、関係団体等が一体となって進めていくことが重要であると考えています。

感染ルート等の早期特定のための記録を作成し保存しておきましょう

24

次に掲げる事項に関する記録を作成し、1年間以上保存しましょう。

- ①衛生管理区域に立ち入った者（所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該立入日及び目的（所属等から明らかな場合は不要。）
※過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）にあつては、1週間以内に滞在した全ての国又は地域及び当該地での畜産関係施設への立入りの有無を追記。
- ②家きんの所有者等が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国名
- ③導入した家きんの種類、導入元、頭数、健康状況及び導入日
- ④出荷・移動した家きんの種類、出荷・移動先、頭数、健康状況及び出荷・移動日
- ⑤飼養家きんの異状の有無。異状があつた場合には、症状、羽数、日齢及び農場内の場所

農場出入りチェック表（鶏用）

	日 時	平成	年	月	日	午前・午後	時	分	
	氏 名						目 的		
1	所 属	家保	飼料	JA・会社	獣医師	行政(県・市・町)	業者	その他()	
	石灰消毒	実 施			未実施				
	車両消毒	実 施			未実施				
	踏込消毒槽	実 施			未実施				

家きんの導入及び出荷、健康観察チェック表

	日 時	平成	年	月	日	午前・午後	時	分
	海外渡航歴	渡航者() 渡航先() 渡航期間()						
1	導 入	種類()	頭数()	健康状態()	導入元()	導入日()		
	出 荷	種類()	頭数()	健康状態()	出荷先()	出荷日()		
	異状の有無	症状等			死亡場所			

Q

記録は農家が自らが記入しなければならないのですか？

A

人や車両の出入りに関する記録に関しては、農家自らが記入するか、出入りする者に記録してもらっても構いません。その際には確実に記録してもらえるよう、張り紙などをおこなしましょう。

Q

記録すべき症状とはどのようなものですか？

A

餌喰いが悪い、元気がないなどの状態があれば記入しておいてください。

大規模農場における追加措置

- 獣医師の健康管理指導を受けましょう
- 通報ルールを作成しておきましょう

25

鶏及びうずらにあっては100,000羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては10,000羽以上の所有者（以下「鶏等大規模所有者」という。）は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師等から当該農場の家さんの健康管理について指導を受けましょう。

26

鶏等大規模所有者は、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ、直ちに（所有者及び管理者の許可を要することなく）通報することを規定したルールを作成し、全従業員に周知徹底しておきましょう。

家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に対し、周知徹底しておきましょう。

飼養衛生管理基準 チェックシート

(鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合)

※記載方法：遵守している項目の にチェック印を付けること。該当しない項目には、「-」を付けること。

1 家畜防疫に関する最新情報の把握等 (発生予防やまん延防止に関する情報の入手等)		チェック欄
	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会(研修会)に参加している。	<input type="checkbox"/>
2 衛生管理区域の設定		
①	衛生管理区域を設定している。	<input type="checkbox"/>
②	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	<input type="checkbox"/>
3 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
①	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
②	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③	衛生管理区域及び家きん舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
④	衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに家きん舎ごとの靴を設置し、出入りする者に着用させている。	<input type="checkbox"/>
⑤	他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている(家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く)。	<input type="checkbox"/>
⑥	過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑦	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑧	過去2月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
4 野生動物等からの病原体の侵入防止		
①	家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
②	野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を家きんに給与する場合には、消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③	野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及び修繕をしている。	<input type="checkbox"/>
④	家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、破損箇所の修繕をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤	家きんの死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
5 衛生管理区域の衛生状態の確保		
①	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
②	家きん舎又はケージが空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>

5 衛生管理区域の衛生状態の確保

- ③ 家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。

6 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処

- ① 家きんに特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。

- ② 家きんに特定症状を確認した場合には、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。

- ③ 家きんに特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。

- ④ 毎日、飼養する家きんの健康観察をしている。

- ⑤ 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家きんの健康状態の確認等をしている。

- ⑥ 他の農場から家きんを導入した場合には、当該家きんに異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。

- ⑦ 家きんの出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。

- ⑧ 家きんの死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。

7 埋却等の準備

- ① 埋却地を確保している。

- ② 焼却又は化製のための準備措置を講じている。

8 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

- ① 衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

- ② 家きんの所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

- ③ 家きんの導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

- ④ 家きんの異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

9 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）

- ① 農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家きんの健康管理について定期的に指導を受けている。

- ② 従業員が家きんに特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規程したものを作成し、従業員に周知徹底している。

その他 飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※特定症状(対象とする家畜伝染病:高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ)

①同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間(当日から遡って21日間)における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。

②家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウィルスの抗原又はA型インフルエンザウィルスに対する抗体が確認されること。

